

只見町地域おこし協力隊「自然首都・只見観光振興協力隊」募集要項

1. 趣旨

只見町では、自然首都・只見を宣言し恵まれた自然環境を観光交流の軸として、地域の観光資源等を学び観光交流事業に従事しながら、地域の活性化に取り組む人材を下記のとおり募集します。

2. 募集人員

2人

3. 業務内容

- (1) 地域の情報収集、地域資源の掘り起こし等に関すること。
- (2) 地域の情報発信業務の企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の観光イベントの運営及び支援に関すること。
- (4) 地域資源を使った商品の開発及び販売支援活動に関すること。
- (5) 農林水産業の振興支援活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動に関すること。

上記を基本業務としますが、道の駅の立上げ及び運営に関する業務を中心に取り組んでいただける人材を募集します。

4. 募集条件

- (1) 原則として、3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市をはじめとする都市圏に生活の拠点を置く者で、委嘱後速やかに本町に住民票を異動させるもの（委嘱を受ける前に既に本町に定住し、又は定着している者を除く）
 - (2) 概ね20歳以上の者で、心身ともに健康な方
 - (3) 普通自動車運転免許を有する方
 - (4) パソコンの操作ができる方
 - (5) 田舎暮らしを楽しみながら活動に取り組める方
 - (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- ※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部
- ※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。
- ①過疎地域自立促進特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興開発特別措置法に指定された地域。

5. 勤務条件

- (1) 任用開始 令和元年8月以降

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

なお、地域おこし協力隊は複数年（最長3年）設置できますが、委嘱は年度単位となります。

- (2) 報酬等 月額：金200,000円（通勤手当有）
有資格者は次の通り加算があります。
①国内旅行業取扱管理者 月額9,000円
- (3) 勤務先 只見町観光商工課
福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地
- (4) 勤務時間 原則として1週あたり5日の勤務とし、労働時間の目安を37時間
30分と定めるフレックスタイム制とします。
- (5) 待遇・福利厚生
- ①活動期間中の居住する住宅料は町が負担（5万円/月 上限）しますが、光熱水費・通信費は自己負担とし生活備品等は準備願います。
 - ②活動に係る消耗品、研修旅費等活動費は、予算の範囲内で町が負担します。
 - ③社会保険、雇用保険、厚生年金に加入し、年次休暇は基準法等関係法令によります。
 - ④転居するにあたり必要な費用は個人の負担とします。
 - ⑤業務に使用する車両（公用車）を用意します。

6. 応募手続

- (1) 受付期間 令和元年7月23日（火）まで
- (2) 提出書類 「自然首都・只見観光振興協力隊」応募用紙に必要事項を記入し、写真添付のうえ電子メールもしくは郵送にてご応募ください。

7. 選考方法

- (1) 1次選考 提出書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。
- (2) 2次選考 1次選考合格者に対し面接を行います。（1次選考に合格された方のみ、2次選考の日時・場所を個別にご連絡いたします。）
- (3) 選考結果 2次選考終了後、文書で通知します
採用時期については、受け入れ準備が整い次第、速やかに着任していただきます。

8. その他

募集に関する質問は、下記へファックス、メール又は郵送で行ってください。

9. 応募・問い合わせ先

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地
只見町役場観光商工課
（電話）0241-82-5240
（FAX）0241-82-5235
（メールアドレス）kksk@town.tadami.lg.jp